

# World Sailing Jury Policies

## セクション C：競技者に対する裁量ペナルティーの指針

2021年7月版

### 1. 全般

- 1.1 違反に対する適切なペナルティーを決定する裁量権がジュリーにある場合、そのペナルティーはゼロ点から DNE の範囲に及びます。ペナルティーの決定に、ジュリーはこの文書を用います。
- 1.2 裁量ペナルティーは単なる標準ペナルティーのリストではありません。ペナルティーは、一貫性を保ちながら、状況に応じて調整する必要があります。全体的な考え方は、特定の違反に対する基本的なペナルティーを決定し、次に状況に応じてペナルティーを増減するということです。
- 1.3 推奨される基本ペナルティーは添付の 2 つの表に記載されています。これらは、一般的な特定の違反の基本バンドと、特定の違反がリストされていない場合に使用される一般的な質問への回答を示しています。特定の違反に対してペナルティーが範囲で提案された場合は、その一般的な質問を使用して、特定の違反に対するバンドを決定します。
- 1.4 ペナルティーは 4 つのバンドに分けられ、その中点が通常の基本ペナルティーです。
  - (a) バンド 1 - 0-10% (中点 5%)
  - (b) バンド 2 - 10-30% (中点 20%)
  - (c) バンド 3 - 30-70% (中点 50%)
  - (d) バンド 4 - DSQ / DNE (初期値 DSQ)
- 1.5 先ず、以下の表を使用して適用されるバンドを見つけます。「基本ペナルティー」はバンドの中点だと考えてください。次に、バンド内のペナルティーを増加または減少させる理由があるかどうか、またはバンドを変更するかどうかを判断します。
- 1.6 以下の質問に対する肯定的な回答は、ペナルティーの軽減につながります。
  - (a) 違反は偶然であったか？
  - (b) 違反せざるを得ない事情やもっともな理由があったか？
  - (c) 違反は競技者自らから報告されたか？
  - (d) その艇の乗員や支援者以外の誰かが、その違反行為の原因となったか？
- 1.7 以下の質問に対する肯定的な回答は、ペナルティーの加重につながります。
  - (a) 違反は繰り返されたか？
  - (b) 違反は、判断ミスや不注意ではなく、意図的であったか？
  - (c) 違反を隠そうとしたか？
  - (d) 誰かに迷惑をかけたか？
- 1.8 ジュリーはペナルティーを加重すべきか軽減すべきかを決定するために、その他の問いを用いることができます。
- 1.9 ペナルティーを計算および適用するにあたっては以下を適用します：
  - (a) 裁量ペナルティーは、リタイアまたは DSQ の得点より悪くはならない。
  - (b) パーセンテージ・ペナルティーは、小数点以下第 2 位を四捨五入する。
  - (c) 違反が艇の性能に影響した場合、抗議が全てのレースにおいて有効である限り、影響した全てのレースにペナルティーが課される。

- (d) 違反が艇の性能に影響なく、とりわけ大部分が手続き上の問題であった場合には、規則 64.2 に定める通り、ペナルティーはそのインシデントに時間的に最も近く帆走したレースに課される。

- 1.10 裁量ペナルティーを適用する場合の判決文または通告には、以下のような記述を含めてください。
- (a) 「DP ガイドに基づき、出発点を xx%と決定した。」
- (b) 「……であったので、ペナルティーを軽減した。」または「ペナルティーを軽減すべき事情はなかった。」
- (c) 「……であったので、ペナルティーを加重した。」または「ペナルティーを加重すべき事情はなかった。」
- (d) 「ペナルティーは xx%とし、[当日の全レースに]または[第 yy レース]に適用される。」

## 2. 裁量ペナルティーの基本ペナルティーバンド

- 2.1 通常はバンドの中央値が基本ペナルティーとなります。
- 2.2 リストにない違反行為やバンドが範囲で提示されている場合は 2 番目の表を参照してください。
- 2.3 その違反行為には裁量ペナルティーの適用が認められていることを確認すること。

<b>安全</b>	
・陸上に留まるときにレース事務局に通知しなかった。	1
・リタイア報告の要件を順守しなかった（未通知、報告書の未提出、抗議タイム・リミット後の報告書提出、または出艇・帰着の申告漏れ）。	1
・違反により捜索や救助活動が発動された場合。	4
・係留-指定された場所にいなかつたが、主催団体に自ら申し出た艇。	1
・係留-速やかに主催団体に申し出なかつた艇。	2
・商業船航路を回避していなかつた。	1-4
・レースをしていないときの個人用浮揚用具の長い期間の未着用。	1-2
<b>行動規範</b>	
・大会役員の妥当な要求に応じなかつた。	2-4
・指示に従わなかつた、適切な注意を怠つた、または付属機器の機能を妨害した。	1-4
<b>出艇</b>	
・陸上に留まる指示に従わなかつた（例：AP over H、D 旗）。	1-4
<b>スタート</b>	
・スタートエリアを回避しなかつたが、レース艇は妨害しなかつた。	1
・スタートエリアを回避せず、RRS 23.1 に違反した。	4
<b>装備の検査</b>	
・指示に従わなかつた-せざるを得ない事情やもっともな理由がある。	1
・指示に従わなかつた-せざるを得ない事情やもっともな理由がない。	3
<b>乗組員または機器の交換</b>	
・指示に従わなかつた-せざるを得ない事情やもっともな理由がある。	1

・指示に従わなかった-せざるを得ない事情やもっともな理由がない。	3
・乗員または装備を不適合な乗員または装備に交換した。	4
<b>識別と広告</b>	
・必要に応じてイベントステッカーを貼り付けていない（広告、バウ番号、識別マークなど）。	2-4
・イベントステッカーは貼り付けてあるが、正しい位置ではなかった（主催団体が貼り付けを行った場合は0%）。	1
・必要に応じてbibを着用しなかった	1-2
・国旗を貼り付けていなかった。	1
・国旗は貼り付けてあるが、正しい位置ではなかった。	1
・国旗は貼り付けてあるが、クラス規則に従い承認されたメーカーによって製造されたものではなかった。	1
<b>無線通信</b>	
・全ての艇に利用可能でない、無線やデーター、または携帯電話のメッセージの送受信を行った。	3
<b>ごみ処理</b>	
・意図的にゴミを廃棄した。	1-4
<b>ポジショニング装置</b>	
・求められたように、または出艇・帰着申告において、装置の受取または返却をしなかった。	1
・設置されていないか、または設置指図に従っていないか。	3
・装置は設置されていたが、その機能が妨害されていた。	4
<b>クラス規則</b>	
・セール番号と国を示す文字に不備があった。	1
・セールストッパー（ブラック・バンド）が無い、または適切ではない位置にあった。	2
・バンドを越えてセールを展開した。	3
・製造業者が供給および統制する装備を改変した。	3
・禁止されるハル/フォイル表面の整形または再仕上げを行った。	4
・登録されていない装備を使用した。（ただし認証されている）	3
・安全装備の非搭載、または、不適切な安全装備であった。	1-4
・禁止されたGPSまたはその他の電子機器を使用した。	4
・認証されていない装備を使用した。	4
・補正おもりがない、または、正しくない位置にある。	4
・規定された許容範囲を超える装備（損傷または通常の損耗を除く。）	
○艇速に影響する可能性がなかった	1
○艇の性能に影響する可能性はあるが、明らかでは無かった	2
○艇の性能に明らかな影響がある	4

### 3. 一般的な質問

- 3.1 上記の表に当該の違反がない場合、または上記の表において複数のバンドを示している場合に使用します。

<b>違反行為が危険を及ぼす可能性があったか？</b>	
いいえ	1
及ぼす可能性はあったが、確かではない。	2-3
はい。	4
<b>その艇が、競技上の有利を得ていないことを証明できるか？</b>	
はい、有利を得た可能性はなかった。	1
いいえ、有利を得た可能性はあるが、明らかではない。	2-3
いいえ、明らかに有利を得た。	4
<b>その違反行為が、セーリング・スポーツの名誉を傷つける可能性があったか？</b> (注：スポーツの名誉を傷つけ可能性があるとジュリーが判断し、特に他の規則が適用されない場合、RRS 69に基づく処置を検討する。)	
いいえ	1
懸念されるが、確かではない。	2-3
はい。	4
<b>その違反行為が損傷や傷害を引き起こす可能性があったか？</b>	
いいえ	1
可能性はあったが、確かではない。	2-3
はい。	4